

5. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

(利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について)

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に居住していた者（他市町村に転出して避難している者を含む。）の利用者負担や介護保険料の減免に対しては、被保険者の経済的負担の軽減及び保険者の制度運営の安定化を図るため、保険者が行った減免に要する費用に対して財政支援（補助）を行っているところである。

平成28年度において、避難指示の区域指定が継続している区域については、昨年度と同様の対応を継続することとし、既に区域指定が解除されている区域等（※）については、上位所得者を除き、財政支援を継続することとしている。ついては、管内市町村に対して、対象者及び事業所への周知徹底をお願いする。

なお、平成29年度以降の対応については、平成29年度以降の予算編成過程で検討していくこととなる。

| | 保険料減免 | 利用者負担 |
|--------------------------------|---|--|
| 帰還困難区域等(注1) | 平成29年3月まで実施 | 平成29年2月（サービス提供分）まで実施 |
| 旧避難指示区域（注2） 旧避難指示解除準備区域（注3） | 平成29年3月まで実施 ※上位所得層は対象外(注4) （ただし、平成27年度中に解除された区域については10月以降に限る） | 平成29年2月（サービス提供分）まで実施 ※上位所得層は対象外(注4) （ただし、平成27年度中に解除された区域については10月以降に限る） |

(注1) 帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域

(注2) 平成25年度以前に指定が解除された (a) 旧緊急時避難準備区域等（特定避難施設を含む）、平成26年度に指定が解除された (b) 旧避難指示解除準備区域等（町村の一部、川内町の一部、南相馬市特定避難施設）の2つの区域等という。

(注3) 平成27年度に指定が解除された地域の避難指示解除準備区域という。

(注4) 上位所得者とは、高額療養費制度の上位所得者を判定基準とした医療との整合を図り、被保険者個人の合計所得金額が633万円以上のもの

(※) (注1) (注2) (注3) の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。

- 平成28年度における特別措置に係る財政支援については、平成27年度に引き続き財源構成割合を復興特会により10分の9、特別調整交付金により10分の1の負担を行うこととなるので、補助金等の申請に当たっては、遺漏なきよう留意されたい。

※ 既に区域指定が解除されている区域等

- 平成25年度以前に区域指定が解除された旧緊急時避難準備区域等、平成26年度中に区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域（田村市の一部及び川内村の一部）及び特定避難施設地点（南相馬市の指定箇所）については、平成28年度においても、平成27年度と同様の財政支援（上位所得層を除いた、特別な財政支援）を継続
- 平成27年度中に新たに避難指示解除準備区域の指定を解除された楢葉町の地域については、平成28年10月以降は、上位所得層を除き、特別な財政支援を継続

（参考）東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置（窓口負担・保険料の減免）

| | | 帰還困難区域等 | 旧緊急時避難準備区域等・ 旧避難指示解除準備区域等 |
|-----------------------|-------------|--|---|
| 国保・ 後期高齢者・ 介護保険 | 窓口負担 保険料 | 10/10 支援 (復興特会 9/10, 特別調整交付金 1/10【注】) | 10/10 支援 (復興特会 9/10, 特別調整交付金 1/10【注】) ・上位所得層は対象外（旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）の上位所得層は、10月以降に限る） |
| (参考) 被用者保険 | 窓口負担 | 財政力に応じて 0/3～3/3 (復興特会) | 財政力に応じて 0/3～3/3 (復興特会) ・上位所得層は対象外（旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）の上位所得層は、10月以降に限る） |

【注】 財政支援の財源構成割合（復興特会：特別調整交付金）は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8：2から、平成27年度以降7：3に変更。